

# 地域振興県土警察常任委員会資料

(平成31年3月6日)

## 〔件名〕

- 1 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案に係るパブリックコメントの実施結果について  
(危機管理政策課) … 1
- 2 鳥取県震災対策アクションプランの改訂に係るパブリックコメントの実施結果について  
(危機管理政策課) … 4
- 3 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案に対する意見募集結果について  
(原子力安全対策課) … 8
- 4 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について  
(第49報)  
(原子力安全対策課) … 17
- 5 鳥取県消防体制研究会（第2回）の開催概要について  
(消防防災課) … 21

危 機 管 理 局



鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案に係る  
パブリックコメントの実施結果について

平成31年3月6日  
危機管理政策課

本県にも大きな被害をもたらした平成30年7月豪雨災害や平成30年台風24号災害をはじめとした近年の災害に係る教訓等を踏まえ、鳥取県地域防災計画の修正案を取りまとめパブリックコメントを実施しました。

- 1 意見募集期間 平成31年2月14日（木）から2月28日（木）まで
- 2 意見総数（応募者数） 16件（7名）
- 3 応募のあった意見の内容とそれに対する考え方

項目	意見の内容	左に対する県の考え方
避難情報	避難情報がテレビで流れるときに、子どもにもよく分かるように、何をすればよいかも流れるといいと思う。	現計画では、県、市町村等は、災害の状況、取るべき行動等も併せて説明する等、住民のわかり易い情報発信に一層努めるとともに、報道機関の同趣旨の取組を要請していくことを定めている。県等とも連携の上、単なる避難勧告等発表の伝達だけでなく、注意点やとるべき行動などもあわせて伝える取組を始める報道機関もあるので、一層の取組をお願いしていく。
避難情報の対象地域	地区名まででるとうれしい。	今回の修正では、避難勧告等の対象地域をできるだけ絞り込み、災害の状況、とるべき避難行動を具体的に説明して伝達することとしている。
避難所の開設	町内会で教えてもらった避難場所が、実際に行こうと思った時に開いていないのはよくない。町内会のリーダーにしっかり開設する順番を教えておいてほしい。	県計画では、住民による避難所（避難場所）の開設・運営を進めることを定めているが、市町村が指定している避難所（避難場所）については、災害の状況によっては、市町村の判断等で開設されない場合もある。このため、市町村には避難所の開設情報の提供を含む地域の防災リーダーとの連携について、機会を捉えて働きかける。
指定避難所の良好な生活環境の確保	プライバシーの確保が重要。	御意見のとおり、現計画でも避難所でのプライバシーの確保や要配慮者に配慮した生活環境の確保に努めることとしている。
一時避難所	自治公民館を一時避難所とする。県下にこれだけ多くの自治公民館があるので利用しない手はない。	地域住民が自主的に避難し運営することを前提に、日頃から地域で管理している最寄りの公民館や集会所等を活用した自主避難所を「支え愛避難所」として、発災後安全性等が確認された場合はそこへの避難も有効であり、これを推進することを既に計画上位置づけている。
ボランティアの受入体制	プロボノについて、災害支援を行う団体（日本赤十字社、NPO等）と並列に記載するのは違和感を覚える。	御意見を踏まえ、並列とはせず独立させて以下の内容を記載。 (災害予防編（第10部）協働推進計画 第2章 ボランティア受入体制の整備 ほか) プロボノ（職業上持っている知識・技能、資機材を活かして社会貢献するボランティア）についても、連携を図る。

災害ボランティアセンター	災害ボランティアセンターの設置・運営には必要な費用の確保が課題。各市町村において、災害ボランティアセンターの設置運営に係る費用負担・場所の確保等について、市町村社会福祉協議会と事前に協定を取り交わすなど、取組を推進する旨、体制整備の中で記載していただきたい。	今後、県・市町村の防災上の課題を協議する「鳥取県防災対策研究会」などで市町村からの意見も伺った上で、次回修正時に必要な内容は反映させることしたい。
地域防災リーダー、避難所運営リーダーの養成	自治会員は常に交代するので、各自主防災組織の指導的位置に防災リーダー（防災士）を置くことが望ましい。	現計画では、市町村は自主防災組織の指導的立場を担う者の育成・確保を図ることとしている。 なお、県では防災士養成研修やスキルアップ研修を開催し、市町村と協力して地域の防災リーダー育成に取り組んでいる。
	リーダー組織を県下に作ってもらいたい。優良な組織活動は紹介し、防災意識高揚を図る。	現計画では、自主防災組織の機能強化や、優良事例の普及推奨を定めている。優良な活動事例については、知事表彰を行うとともに、鳥取県地域防災推進大会等の場で事例紹介し、活動の支援を行っている。また、自主防災組織リーダースキルアップ研修等交流の機会を設けているが、リーダー組織については、まずは市町村単位での結成について、「鳥取県防災対策研究会」などで検討してみたい。 なお、日本防災士会鳥取県支部には、所属する防災士に県の防災イベントへ協力してもらうなど、自主防災活動の普及促進の一役を担っていただいている。
自主防災組織への指導	自主防災会の防災力について、第三者から評価を受け課題を指摘・指導を受けたい。	現計画では、鳥取県自主防災活動アドバイザーの活用による活動活性化の推進を定めており、県で派遣制度を設けている。 なお、自主防災組織は、各々の地域の事情等に合わせて、構成員、活動内容、資機材の整備状況等が異なっているので、身近な市町村の支援も重要であり、市町村にお願いしている。
自主防災会会員の災害時の活動保険	自然災害が全国的に発生し、自主防災組織の対応が求められている現在、最低限の事故補償をお願いしたい。	現計画では、切迫した状況下では無理をせず命を守る最低限の行動をとることを求めている。 なお、災害時に救助等の活動を行った住民に対する公的補償については、全国一律に対応すべきものと考えており、制度化を毎年国に要望している。また、民間保険会社の保険に加入され、保険料を市町村が負担される場合は、県でも財政支援を行っている。
外国人への配慮	外国人対策が重要。	今回の修正では、県は市町村や公益財団法人鳥取県国際交流財団と連携して、防災ハンドブックの配布や防災学習会を開催を行うとともに、多言語による情報発信の体制、

		平時や災害時における総合的な相談体制を整備することとしている。
地域での支え愛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策は相互扶助が重要。</li> <li>・知らない人にいかにアプローチするかなど、日常の近所づきあいが大切。</li> <li>・日常のつながりが重要だということをアナウンスしてほしい。</li> <li>・近所の方をよく知ることが、災害時の支え愛など次のアクションにつながる。</li> </ul>	県では、災害又は危機事案が発生した場合に、本県における人と人との絆を生かして、住民が地域で自主的に行う共助の取組を「災害時支え愛活動」として積極的に取り組むこととしており、地域が主体で進める「支え愛マップづくり」等を通じて、共助の取組の一層の強化を図ることを定めている。
ブロック塀対策	一時診断で見るべき箇所をもれなく確認することが重要。	県では、特に避難路沿いのブロック塀対策に重点的に取り組むこととしており、今回の修正では、市町村に対して、市町村耐震改修促進計画または地域防災計画に避難路のブロック塀対策を記載するとともに、必要に応じて、ブロック塀を耐震診断を義務付する避難路の指定を検討するよう市町村に対して促すこととしている。
ダム放流の安全・避難対策	放流の量も河川の水量に合わせて放流していく必要がある。	現計画では、ダム放流は努めて下流に急激な水位の変動を生じないよう適切に行うものとしており、ダム内の水位や流入量を基準に判断しながらも、河川の水位も考慮した早目の対応に努める。また、今回の修正では、ダム下流に浸水等の影響を及ぼす放流操作は、関係市町村、消防団、住民等と連携して対象となる住民の避難完了を確認した後に行う体制の構築に、関係者が連携して取り組むこととしている。
その他	よくできていると思うので、ぜひ実行してください。	今後も新たな知見等を踏まえ、より県民の皆様が安全・安心して暮らしていくことができるよう、適宜、計画を充実させるとともに、地域の取組、防災訓練や意識啓発活動等を通じ、県民、事業者、市町村、県及び国の機関が各自の役割を果たし、連携して県全体で自助・共助・公助による総合的な防災力を高めていくよう努めていく。

#### 4 今後の予定

地域防災計画の修正案については、3月11日（月）に開催する県防災会議において審議される予定です。

鳥取県震災対策アクションプランの改訂に係る  
パブリックコメントの実施結果について

平成31年3月6日  
危機管理政策課

平成30年9月に新たな知見に基づき、鳥取県中部地震、熊本地震等の教訓を踏まえて要配慮者・車中避難者の人数も見込んだ被害想定を策定、この被害想定に基づき「鳥取県震災対策アクションプラン」の改訂案を取りまとめパブリックコメントを実施しました。

1 意見募集期間 平成31年2月14日（木）から2月28日（木）まで

2 意見総数（応募者数） 10件（4名）

3 応募のあった意見の内容とそれに対する考え方

項目	意見の内容	左に対する県の考え方
地域における避難支援体制：外国人への配慮	<ul style="list-style-type: none"><li>・外国人対策が重要</li><li>・日本人と交流する仕掛けが必要 アジアン祭とか 集まるところでコミュニケーションが始まる。</li><li>・一過性でなく日本人が参加する仕組み作りを考えてほしい。</li><li>・日常のコミュニティづくりが重要。いかに鳥取県民との関わりを増やしていくのかを考えることが大切。こういう仕掛けは、県の役割が大きいのではないか。</li></ul>	<p>【施策項目27 地域における避難支援体制】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・防災、県土整備、福祉関係機関の連携を強化し、地域における支え愛マップづくりや避難行動要支援者個別支援計画作成など、地域性や市町村の実情に応じた避難支援体制の整備を推進するとともに、避難訓練等を行う。</li><li>・地域における支え愛マップづくりや避難行動要支援者への個別支援計画作成など、地域性や市町村の実情に応じた避難支援体制の整備を推進に取り組むこととしている。 具体的取り組みは以下のとおり。 (1) 外国人対策 鳥取県国際交流財団や企業と連携し、外国人への防災ハンドブックの配布や防災学習会の開催による情報提供を行うとともに、地域の絆が一人一人の安全につながることから、併せて避難訓練や地域行事への参加による交流の機会を増やしていくよう促していく。</li></ul>
地域における避難支援体制：地域での支え愛	<ul style="list-style-type: none"><li>・防災対策は相互扶助が重要。</li><li>・知らない人にいかにアプローチするかなど日常の近所づきあいが大切。</li><li>・日常のつながりが重要ということをアナウンスしてほしい。</li><li>・近所の方をよく知ることが、災害時の支え愛など次のアクションにつながる。</li></ul>	<p>(2) 地域での支え愛 災害又は危機事案が発生した場合に、本県では人と人との絆を生かして、住民が地域で自主的に行う共助の取組を「災害時支え愛活動」として積極的に取り組むこととしており、地域が主体で進める「支え愛マップづくり」等を通じて、共助の取組の一層の強化を図りたい。</p>
ブロック塀の倒壊防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・一次診断で見るべき箇所をもれなく確認することが重要</li></ul>	<p>【施策項目22 ブロック塀の当会防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・危険ブロック塀の撤去・耐震改修を推進する。</li></ul> <p>ブロック塀対策については、県有施設、市町村有施設、県道・県管理国道沿い、小中学校通学路沿いのブロック塀について一次点検が終了し、今度末終了の予定で一次点検により抽出された改修、撤去が必要と思われるブロック塀について二次点検により改修等の必要性を調査している。</p>

項目	意見の内容	左に対する県の考え方
		<p>また、ブロック塀の倒壊防止対策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物の耐震改修助成と合せたブロック塀の耐震改修助成</li> <li>・不特定の者が通行する道路沿いの危険なブロック塀の撤去・改修に対する助成</li> <li>・市町村に対し、耐震改修促進計画への避難路の記載及び避難路沿道のブロック塀の耐震診断の所有者への義務付を促すこととしている。</li> </ul>
地震防災上支障のある空き家対策	所有者不明の空き家が増加し、築50年以上のものが増えつつあり対策を考える必要がある。	<p>【施策項目5 ブロック塀の倒壊防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倒壊により避難に支障をきたす恐れのある空き家の解体等を進める。</li> </ul> <p>所有者不明空き家については、空き家特措法に基づき、市町村が相続人を調査し、判明した相続人に対し除却等の指導を行っている。相続人がいない場合や、住所地に相続人等が所在していない場合には、略式代執行により除却が可能であり、既に一部の市町村において実施している。(H28.11鳥取市、H30.3米子市実施)</p> <p>このほか、老朽危険化した空き家の除却を促すため、現在11市町において除却補助制度が整備されており、県はこれら市町の取組みに対して財政支援を行っている。(H31年度は新たに3市町で整備予定)</p>
ため池等土地改良施設の耐震化	所有者不明のため池をどのように管理していくのか考える必要がある。	<p>【施策項目16 ため池等土地改良施設の耐震化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化等による機能低下が著しいため池について、改築、補強を推進する。</li> <li>・JR等重要公共施設を横断する水路橋の改築、補強を推進する。</li> </ul> <p>所有者不明のため池については、現在、国において市町村による管理権の取得が検討されているところであり、今後は市町村が管理していくようになるものと考えている。</p>
地域における避難支援体制	要支援者の把握にあたり個人情報に配慮する必要がある。	<p>【施策項目27 地域における避難支援体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災、県土整備、福祉関係機関の連携を強化し、地域における支え愛マップづくりや避難行動要支援者個別支援計画作成など、地域性や市町村の実情に応じた避難支援体制の整備を推進するとともに、避難訓練等を行う。</li> </ul> <p>支え愛マップづくりなど避難支援の仕組みづくりを進める上で、個人情報が必要となる。</p> <p>個人情報の平常時の第三者提供には原則本人の同意が必要であり、また、個人情報の利用の可否は、人それぞれで考え方方が異なるため、市町村や社会福祉協議会などの関係者には、研修会等を通じて</p>

項目	意見の内容	左に対する県の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の意思を大切にしながら、トラブルや人間関係の悪化を招かないよう十分注意する必要があること</li> <li>・同意を得る際には、活用目的を伝えた上で、「誰までなら伝えられるのか」「どこまでなら伝えられるのか」、「どのように伝えるのか」を明確にすることなど留意すべきポイントを伝えている。</li> </ul>
自主防災組織の充実強化	若者の流出、住民の高齢化も進み地域の防災力が低下しているので対策を考える必要がある。	<p>【施策項目 30 自主防災組織の充実強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の設置を推進し、活動を充実する。</li> <li>・地域の防災リーダーとしての役割を担う防災士の養成、リーダー人材のスキルアップを進める。</li> </ul> <p>身の丈にあった自主防災活動として、自分の命は自分で守る自助の取組や日頃から助け合う関係づくりが重要であり、防災士など自主防災組織のリーダー養成を進めるとともに、支え愛マップづくりなどの際に高齢化が進展し支える側の人材が相対的に少ない地域には、高齢者同士による助け合いや隣接する集落間での助け合いなどを提案している。</p>
応急活動体制の確保	地下階ではなく水没しない地上階に非常用発電機を設置する必要がある	<p>【施策項目 34 応急活動体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・停電時の非常用発電機、本部員用備蓄物資など災害対策本部の運営に必要な資機材等を計画的に整備する。</li> <li>・非常用発電機は 72 時間稼働できるよう燃料・設備を整えるとともに、地震に対応できるよう耐震化された建物に確実に固定する。</li> </ul> <p>応急活動体制を確保するため、非常用発電機の設置に当たっては、水害に対して高き対策もしくは防水対策が必要。</p> <p>このため県や市町村の災害対策本部が設置される庁舎の非常用発電機の水害、地震への対応状況や稼働時間について把握し、必要に応じて助言を行っている。</p>
消防団の充実強化	中山間地域では消防団も高齢化しており地域の人口も減っており対策を考える必要がある。	<p>【施策項目 36 消防団の充実強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員が活動しやすい環境を整備し、消防団員の確保と活動の充実を図る。</li> </ul> <p>市町村が行う小中学生による少年消防クラブの設立及び活動への支援や、大学等と連携して学生による防災サークルの設立及び活動への支援など、若年層の防災意識向上を図り、将来的な消防団員の確保を目指している。また、地域の自助、共助の取組を進めることにより消防団にかかる負担の軽減を図っていく。</p>

項目	意見の内容	左に対する県の考え方
その他	<p>鳥取県でも冬季は積雪があり山間部は1メートルを超えるところもある。</p> <p>そのときに地震が発生したら雪崩発生の可能性があり、また、津波が来るかもしれない。複合災害の対策を事前に講じてもらいたい。</p>	<p>鳥取県震災対策アクションプランは地震・津波被害想定に基づき策定しており、この被害想定は複合災害の条件設定が技術的に困難であること等から、地震単独災害での被害について算定している。</p> <p>しかし、地震とその他の災害が同時に発生した場合は、それぞれの災害への対策を組み合わせて対応する。</p> <p>地震対応訓練の条件に積雪時や降雨時の場合を想定することなどについて検討してみたい。</p>

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案に対する意見募集結果について

平成31年3月6日  
原子力安全対策課

原子力防災訓練の教訓、国の基準の改正等を反映した鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)及び鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)の修正案について鳥取県原子力安全顧問への意見聴取と県民へのパブリックコメントを実施したところ、合計25件の意見等がありました。

1 意見募集の期間 平成31年2月14日（木）から2月28日（木）まで

2 応募件数 25件（意見15件、質問10件）

3 応募のあった意見等の内容とそれに対する県の考え方

(1) 地域防災計画（原子力災害対策編）

ア 原子力安全顧問からの意見

項目	意見等の内容	意見等に対する県の考え方
複合災害への対応	<p>【意見】 第4章第3節1（4）アにおいて、地震の複合災害時における考え方が記載されているが、避難経路の閉塞や地震火災の発生についても留意する必要があるのではないか。</p>	<p>○御指摘のように地震発生時には道路の閉塞や地震火災の発生等にも留意しつつ、避難等の対応が必要になることから、御指摘を踏まえて第4章第3節1（4）アを次のとおり修正する。 「地震により家屋の倒壊、相次ぐ余震の発生等により家屋による屋内退避が困難な場合には、コンクリート屋内退避施設、関係周辺市町の近隣の指定緊急避難場所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。 (中略) なお、避難及び屋内退避にあたっては、<u>避難経路の閉塞、地震火災の発生等</u>にも留意し、避難経路の選定、避難誘導等を行うものとする。」</p>
	<p>【意見】 計画の中で「一般災害」という用語が使用されているが、「一般」というには稀な現象であるため「自然災害」という用語にした方がよいと考える。</p>	<p>○御指摘を踏まえ、計画中の一般災害の用語を自然災害に改める。</p>

イ 県民からの意見

項目	意見等の内容	意見等に対する県の考え方
避難所における対応	<p>【意見】 避難所には、避難退城時検査を受けずに来る人がいたり、避難退城時検査を通過した人でも放射性物質が付着している人がいたりすることが想定さ</p>	<p>○地域防災計画（原子力災害対策編）では、住民は避難途中において避難退城時検査受けていただくよう定めている。 ○また、避難所においては避難者が到着した際、避難退城時検査を受けたことの証明（検査済証）を確認し、万一、検査を受けていない場合は、避難</p>

	<p>れ、避難所に線量計を準備する等して、避難所で検査及び除染を行う体制をつくる必要がある。</p>	<p>先地域に設置する避難退域時検査会場で検査を受けていただくよう案内することとしている。 ○県では引き続き避難退域時検査の周知に努めていきたいと考える。</p>
運転手等の防護措置	<p><b>【質問】</b> 物資の緊急輸送に関して、県は運送事業者の運転手等の被ばく線量の管理等を行うことを定めているが、OIL1又は2の線量下においても事業者に運行を依頼するするのか。</p>	<p>○原子力災害時において、基準以上の被ばく線量が予想される場合には、民間事業者に物資の緊急輸送等の業務を依頼せず、自衛隊等の実動組織の応援などにより行うこととしている。 ○なお、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）において、県は、運転士等の防災業務従事者の安全確保のための資機材を整備するほか、放射線及び放射線防護についての知識の取得のための研修等の機会を提供することを定めている。</p>
普及啓発	<p><b>【意見】</b> 住民は国や自治体の指示に従って避難をするとされているが、行政も手一杯で細かな対応ができない、住民の自助・共助に頼る事態になるのではないか。 このため、平時から研修等を通じて、防護措置の方法等を住民に伝えていく必要があると考える。</p>	<p>○御指摘のとおり、特に原子力災害等の大規模な災害時においては、行政だけで十分な対応をとることが困難な場合も想定され、住民の自助・共助が重要となる。 ○一方で、原子力災害は特殊災害であり、放射線や放射性物質は五感で感じることができず、被ばくの危険性の有無を住民自らが判断することができないことや、避難に際しては、レインコートやマスクを着用して放射性物質の身体への付着や吸引をしないよう留意する必要があるなど、放射線等の知識を持ち、落ち着いて行動していただくなど他の自然災害とは違った対応をとっていただくことが必要。 ○このため、地域防災計画（原子力災害対策編）では、普及啓発の重要性を鑑み、県は国、関係市町村等と連携し、住民等に対して原子力災害時における防護措置に関すること等を普及啓発するよう定めている。 ○県ではこれまで原子力防災ハンドブックの配布や研修会の実施等、普及啓発に係る取組みを行っているが、今後も引き続きさまざまな機会を通じて住民等に原子力防災について理解いただけるよう努めていきたいと考えている。</p>

(2) 広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）

ア 原子力安全顧問からの意見

項目	意見等の内容	意見等に対する県の考え方
複合災害への対応	<p>【意見】</p> <p>第2章2(14)で複合災害も想定した避難について記載があるが、地震については避難経路の閉塞や地震火災の発生についても留意する必要があるのではないか。</p>	<p>○御指摘を踏まえ、第2章2(14)の文章を次のとおり修正します。</p> <p>「地震により家屋の倒壊、相次ぐ余震の発生等により家屋による屋内退避が困難な場合には、コンクリート屋内退避施設、関係周辺市町の近隣の指定緊急避難場所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、屋内退避及び避難の実施にあたっては、<u>避難経路の閉塞、地震火災の発生</u>に留意する必要があり、避難を実施する際は、県及び国は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。」</p>

イ 県民からの意見

項目	意見等の内容	意見等に対する県の考え方
複合災害への対応	<p>【質問】</p> <p>第2章1(4)ク(ア)では「地震による道路被害は想定しない」とあるが、なぜ想定しないのか。地震であればインフラ（電気、水道、ガス、電話等）に被害があるのは普通であり、当然、想定すべきである。</p>	<p>○地震による道路被害については、事前に被害箇所、被害状況等を見積ることが困難であり、被害状況を想定して事前にいくつもの計画を作成したとしても、実際にそのとおりになるとは限らないことから、最適なものとして避難経路等を検討する上では被害がないものとして計画を作成し、その時の状況に応じた状況判断を行い迅速かつ的確に計画を変更することとしている。</p> <p>○なお、地震災害時においては、御指摘のようにインフラや家屋等への被害等も想定されるところであり、このうち道路被害への対応については、広域住民避難計画において道路等の被害情報を早期に把握するとともに、道路の損傷を確認した場合は代替経路を指定するとともに早急に応急復旧等を行うことを定めている。</p> <p>○また、地震で家屋が被害を受けて屋内退避が困難な場合には、コンクリート屋内退避施設へ避難すること等も当該計画に記載している。</p>
	<p>【意見】</p> <p>地震、津波、暴風雪等の複合災害が発生した場合の避難について記載されているが、道路や港湾の被害、信号機が停電で使用できない場合の避難等に</p>	<p>○今回の鳥取県広域住民避難計画の修正では、複合災害が発生した場合は、人命を最優先に行動すること等、原子力災害時における避難を実施する上での方針や前提となる考え方を盛り込んだところであるが、地震等に係る具体的な対応については、「鳥取県地域防災計画」に基づき対</p>

	どう対応するのか記載されていない。	<p>応することとしている。</p> <p>○被害状況を想定して事前にいくつもの計画を作成することは困難であり、その時の状況に応じた状況判断を行い迅速かつ的確に計画を変更することとしている。例えば、鳥取県広域住民避難計画では、災害時に道路の損傷を確認した場合、代替経路を指定するとともに、建設事業者の協力を得て、応急復旧を行うこと等を定めている。</p> <p>○また、訓練を継続的に行うことにより必要な知識、方法等を蓄積していくこととしている。</p>
	<p><b>【質問】</b></p> <p>避難指示が出ているが複合災害による道路被害等で避難できない状況において、最大どのくらいの期間、屋内退避しなければならないと想定しているか。</p> <p>また、その際の住民の被ばく線量や被ばくの限度を想定しているか。</p>	<p>○複合災害時の被害状況を事前に見積ることは困難であり、屋内退避の期間等を事前に想定することは難しいと考えるが、緊急時モニタリングの結果により、地震及び余震の影響、その地域の放射線量、避難者の輸送手段の確保状況等を考慮しつつ、自衛隊等の実動組織による応援も得て避難することとしている。</p> <p>○また、このような場合においても、地震に対する避難行動後は、緊急時モニタリング結果によりO I Lによる避難等を実動組織の応援も得て行うこととしている。</p>
	<p><b>【質問】</b></p> <p>複合災害時の段階的避難について、原発に近い地域が避難できない場合、次に避難する地域の住民を先に避難させる場合も想定しているか。</p>	<p>○原発に近い地域が避難できない場合、避難を開始できるまでの時間、次の地域の避難が完了する時間、事故の進展見込みなどを総合的に判断し、最善の方法により避難を行う。</p>
	<p><b>【質問】</b></p> <p>島根県の住民が複合災害に被災した結果、鳥取県内を通行できない場合の想定をしているか。</p>	<p>○自然災害により道路が寸断された場合等、島根県の住民が鳥取県内を通行できない場合もあり得ると想定している。</p> <p>○この場合、島根県や国等で調整を行い代替経路による避難等の対応を検討されることになる。</p>
	<p><b>【質問】</b></p> <p>複合災害時も民間のタクシー・バス事業者の協力を求めるか。</p>	<p>○中国地方各県のバス協会及びタクシー協会と締結している協定に基づき必要な場合は協力を要請する。</p> <p>○ただし、運転士等の安全確保が困難な場合や、緊急を要する場合は自衛隊等の実動組織に応援を要請することとしている。</p>
	<p><b>【質問】</b></p> <p>複合災害時に、自然災害の対応を優先して屋内退避をしている状況において、水・食料等が不足する状況を想定しているか。</p>	<p>○屋内退避をしている状況で食料等が不足する場合、状況によっては各戸へ直接、届ける等の対応を行うこととしている。</p> <p>○御質問の内容については屋内退避中の重要事項であることから地域防災計画にも追加記載することとする。</p> <p>「第4章第4節 屋内退避時における物資の備</p>

		<p><b>蓄・供給体制</b></p> <p>県は、複合災害時においては、人命の安全確保を最優先に、差し迫った危険に対する避難等を優先して実施するものとし、避難等が適切に行えるよう、県はあらかじめ物資等の備蓄を行うとともに、屋内退避中に物資が枯渇する場合に備え、物資の備蓄・供給体制を整備する。</p> <p>なお、万が一原子力災害による屋内退避中に、物資の枯渇によりその継続が困難となった場合には、人命の安全確保を最優先とする観点から、その区域における放射線量等を考慮しつつ、近隣の安全が確保できる場所やあらかじめ定められている避難先へ速やかに移動し避難することとする。」</p> <p>○なお、屋内退避しなければならない場合等に備え、県では自然災害での備蓄も兼ねて家庭・職場において、3日分の食料備蓄をするよう呼び掛けている。</p>
住民等の防護措置	<p><b>【意見】</b></p> <p>第2章2(9)ア(ア)では、「バス等を待つ際の被ばくの防止に留意する。」とあり、第2章2(9)イでは「駅で列車を待つ際の被ばく防止についても留意する」等の記載があるなど、住民や乗務員の被ばく防止について県が留意することとなっている。</p> <p>具体的にだれがどのようにして住民や乗務員の被ばくを防止するのか記載すべきでないか。</p>	<p>○原子力災害時に住民が行う必要のある防護措置としては、国や自治体からの情報に注意し、避難等の指示ができるまで屋内退避を実施すること、避難等を実施する際はレインコート等を着用する等して、身体への放射性物質の付着を防ぐこと等が挙げられる。</p> <p>○県ではこれらの防護措置を平時及び緊急時に市、JR等関係機関と連携して住民に周知を図ることとしている。</p> <p>○また、バスの乗務員の防護措置については、第2章5(16)イに記載しているとおり、県で安全確保のための研修を実施するとともに、防護服等の資機材を整備している。</p>
避難車両の確保	<p><b>【意見】</b></p> <p>第2章2(9)ア(ウ)で、「避難に必要な車両を速やかに算出する」とあるが、災害時にすぐに算出できるか疑問であるので、平時から概算して計画に記載すべきでないか。</p>	<p>○県では、原子力災害により避難が必要となった場合、9割の住民が自家用車、残り1割の住民がバス等で避難を行うことをアンケート結果から想定し、併せて県内事業者が保有しているバスの台数等についても確認している。</p> <p>○御意見のとおり、既に各一時集結所のバスの必要台数を見積もり、配車計画を作成している。しかしながら、原子力災害時では、緊急時モニタリングの結果により、避難対象区域が決まることから、効率性等も勘案し、現在整備中の原子力防災避難オペレーション支援システムを活用する等して、状況に応じて柔軟に配車が出来るようしているところである。</p>
観光客等一時滞在	<p><b>【意見】</b></p> <p>第2章2(13) 観光客等一時</p>	<p>○原子力発電所で事故が発生した場合、住民だけでなく、観光客等の一時滞在者に対しても迅速</p>

者への対応	<p>滞在者の避難について、「各機関から各種方法を通じて、情報を伝達する」とあるが、具体的にどうするのか不明である。</p>	<p>かつ正確に情報を提供することが必要で、県では「広報・情報伝達計画」を策定し、この中で観光客等の一時滞在者への情報伝達等についても記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○当該計画では、観光客等の一時滞在者への情報伝達に関し、県関係団体等を通じて、各観光施設等において広報するとともに、JR、バス事業者、航空会社等の公共交通事業者、旅行事業者等に対して、観光客等への情報提供を依頼することとしている。</li> <li>○また、特に外国人観光客については、あんしんトリピーなびやとりネットでの多言語での情報発信、4月から設置される総合相談窓口での支援のほか、国際定期路線等の運行会社に対し、運行状況の情報提供、相談窓口の設置等を依頼することとしている。</li> </ul>
要配慮者への対応	<p><b>【意見】</b></p> <p>P A Z (原発から概ね 5 km 圏) 内の施設敷地緊急事態要避難者については、施設敷地緊急事態 (E A L 2) の段階で避難を開始することとなっている。</p> <p>U P Z (原発から概ね 5 km ~ 30 km 圏) 内の要配慮者についても通常より、一段階早い対応が必要ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設敷地緊急事態要避難者は、P A Z 内の要配慮者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかる人等が該当し、P A Z 内のその他の住民に比べ、早い段階で避難を開始することとされている。</li> <li>○国の原子力災害対策指針では、P A Z は放射性物質が放出される前に予防的に避難を実施するのに対し、U P Z は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて避難等を判断することとされているが、一方で、自力避難が困難な要配慮者に対しては、早い段階からの対処や必要な支援の手当などについて配慮しなければならないと定められている。</li> <li>○県の広域住民避難計画では、市や病院・社会福祉施設等と連携し、要避難者が安全かつ円滑に避難等の対応がとれるよう、施設敷地緊急事態が発生した場合、事態の進展を踏まえ U P Z の避難行動要支援者等の避難の準備を早期に開始することとしている。</li> </ul>
	<p><b>【意見】</b></p> <p>動くことが命に係わるような配慮者にとって、被ばくのリスクと搬送のリスクを考慮しなければならず難しい問題だと考える。</p> <p>また、O I L 1 の状況では看護者の健康リスクにも配慮する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難に支援が必要な人の避難は原子力災害対策を実施する上で重要な点であり、特に避難によって健康リスクが高まる人については、細心の注意を払う必要があると考えている。</li> <li>○移動にリスクを伴う避難行動要支援者については、慌てて無理な避難を行わず、まず放射線防護対策施設を利用し、避難先と避難手段が確保できたら避難を行う等の対策をとるよう定めている。</li> <li>○また、避難行動要支援者の避難を支援する者の防護措置に関して、御意見を踏まえ、第 2 章 2</li> </ul>

		<p>(11) に次の文章を追加する。</p> <p>「県は避難を支援する者（以下「支援者」という。）の防護措置に留意し、関係周辺市等と連携し、必要に応じて支援者への防護服等の資機材の配布や、支援者の被ばくリスクが高まる場合は自衛隊等の実動組織に応援を要請する等して、支援者に代わって避難行動要支援者の避難に係る支援を行うこと等の対応を実施する。」</p>
	<p><b>【質問】</b> 避難所に行けない要配慮者が自宅で取り残される場合を想定しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原子力災害だけでなく、自然災害も含めて、要配慮者が自宅に取り残されることを防がなければならないので、地域の声掛け等の共助によるほか、場合によっては消防団等の協力も得て各戸を回って確認することとしている。</li> <li>○なお、緊急の場合は実動組織等による捜索、救出を要請することとしている。</li> </ul>
避難先	<p><b>【意見】</b> 避難先で混乱が生じないよう、避難先における駐車場を周知するようにすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自家用車での避難に関して、計画では「各避難所の立地状況等に応じた自家用車避難の誘導及び受入を行う」としている。</li> <li>○具体的には、学校施設のグラウンド等、避難所において臨時的に駐車場として活用できるスペースがある場合は、避難所に自家用車で直接向かい、そのようなスペースがない場合は、付近の駐車スペース等に駐車して、徒步や県等が手配するバスで避難所へ移動することとしている。</li> <li>○御指摘のように、避難先における駐車場に関する情報は、避難者がどこを目指して移動するかを決める上で重要なものであり、避難退域時検査会場に併設する避難支援ポイントや原子力防災アプリ等で周知を図るようにすることとしている。</li> </ul>
	<p><b>【意見】</b> 避難先地域が被災している可能性もあり、県外に予備的避難地域を設けるべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難先地域が被災している場合等には、県が避難先市町村と避難所を速やかに調整し、避難が支障なく円滑に行われるようにすることとしている。</li> <li>○また、計画では、県内に予備的避難地域を定めており、第一順位の避難先が使用できない場合はこちらに避難することとしている。</li> <li>○さらに、万一、県内で避難者の受入が困難となり、県外に依頼する必要が生じた場合は、関西広域連合や中国地方知事会に対して調整を依頼するほか、国と調整を行うこととしている。</li> </ul>
自治体職員の被災	<p><b>【質問】</b> 避難元職員が被災して避難誘導等の業務に時間がかかることも想定しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難元自治体において、災害対応にあたる職員が被災することにより対応が困難になった場合、当該自治体の業務継続計画に基づき対応されることとなる。</li> </ul>

		<p>○また、県では動員計画を定めており、この中で、県内市町村で職員が不足する場合は、他県等からの協力も得て、応援職員を派遣することとしている。</p>
資機材の配備	<p>【意見】 高線量下での屋内退避を想定するのであれば、UPZの各一時集結所に住民用の防護服や線量計を備蓄した方がよいのではないか。</p>	<p>○UPZ内の放射線量については、各地に設置したモニタリングポストや走行サーベイにより把握することとしているほか、避難は、放射性物質の付着を防ぐためレインコートなど自宅にあるものを使って行っていただくこととしている。</p> <p>○防護服は、直接外部被ばくや内部被ばくを防ぐ効果はなく、放射性物質の皮膚等への付着防止を目的とするものであり、避難誘導等を行う防災業務従事者の作業服として整備しているものである。住民においては、上記のようにレインコートを着用すること等により同様の効果が得られることから、全住民に対する防護服等の整備は検討していない。</p> <p>○引き続き、避難時の服装について普及啓発していく。</p>
安定ヨウ素剤	<p>【意見】 複合災害時、高線量下で屋内退避をするのであれば、安定ヨウ素剤は事前配布すべきでないか。</p>	<p>○複合災害時には、人命の安全確保を最優先に、差し迫った危険に対して避難等の対応をとることとしている。</p> <p>○このうち、屋内退避をする場合は、窓等を閉め気密性に配慮したり、飲食物摂取制限することにより、放出された放射性ヨウ素の吸入（内部被ばく）を抑制することができる。</p> <p>○安定ヨウ素剤は、効果が持続する時間が24時間、連続服用は原子力規制委員会が必要と判断した場合のみとされており、服用のタイミングが重要であることから、安定ヨウ素剤の緊急配布及び服用については、モニタリングの状況等を踏まえて国の指示に基づき実施することとしている。</p> <p>○なお、県では、今年度から米子市及び境港市のUPZ圏内の住民のうち、災害時に速やかに安定ヨウ素剤を受け取ることが困難で希望される方については、事前に安定ヨウ素剤を配布する取り組みを行っている。</p> <p>○広域避難や屋内退避の際に迅速かつ確実に配布・服用が行える仕組みのさらなる充実に努めていく。</p>

	<p><b>【質問】</b>          複合災害時、高線量下で屋内退避をしている状況でどのように安定ヨウ素剤の服用指示を行うのか。          また、屋内退避が続く場合は2回の服用も想定するのか</p>	<p>○県では、安定ヨウ素剤の服用指示については、避難指示等と同じく、防災行政無線、防災メール、報道機関への放送要請等、あらゆる手段を用いて住民へ伝達することとしている。</p> <p>○安定ヨウ素剤の服用については、国の資料（「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」）によると、原則1回とされており、連続服用は原子力規制員会が必要性を判断した場合のみ行うこととされている。</p>
--	--	--

#### 4 今後の予定

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案については、3月11日（月）に開催する鳥取県防災会議において審議される予定です。

島根原子力発電所 2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第49報）

平成31年3月6日  
原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機並びに平成28年7月4日に申請が行われた同2号機に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る原子力規制委員会の新規制基準適合性審査会合の状況等は次のとおりです。

1 島根原子力発電所2号機に係る審査会合

回数(開催日)	議題	概要
100回目 (2月5日)	[プラント関係] ・不法な侵入防止 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ※ ・誤操作の防止 ・安全避難通路等 ・全交流動力電源喪失対策設備 ・安全保護回路	○プラント関係の審査が本格的に再開された。 <中国電力の説明> ○プラント関係の設計基準事故対策に係る6つの審査項目について説明した。 (初めての審査項目：2項目) ・柵や監視カメラ等を備えて、人の不法な侵入等を防ぐこと ・全交流動力電源喪失時に備え、非常用電源を整備すること (継続審査項目：4項目) ・原子炉圧力容器に接続する配管や弁等が破損して原子炉冷却水の漏えいがないこと ・容易に操作可能で、誤操作の防止ができる設計であること ・避難通路や非常灯を備えること ・原子炉を自動的に停止させる信号を発する回路（安全保護回路）等を備えること <原子力規制委員会の主なコメント> ○原子力規制委員会から、中央制御室の非常用照明が暗いとの指摘はあったものの、大きな指摘はなかった。
101回目 (2月26日)	[プラント関係] ・耐津波設計方針	<中国電力の説明> ○耐津波設計方針に係る初の審査会合。 津波が襲来した場合でも安全上重要な設備に影響を及ぼさないことを説明した。 <原子力規制委員会の主なコメント> ○防波壁の構造等、今後、重点的に審査する7つの論点が示された。 ※ 島根原子力発電所固有の論点として、防波壁の東西端部が接続している敷地斜面の健全性評価、防波堤が地震で損傷した場合の津波防護の運用方針の妥当性が挙げられた。

※ 原子炉冷却材圧力バウンダリ：原子炉圧力容器から原子炉冷却材が漏えいしないように、高圧（原子炉圧力容器と同じ圧力）に耐える障壁。原子炉圧力容器、原子炉圧力容器に接続する冷却水配管や弁等が該当。

2 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る審査会合

\*前回の報告（平成28年9月15日）以降の審査会合

回数(開催日)	議題	概要
開催なし		*直近は平成28年9月13日の1回目

## 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の進捗状況（ゴシック：審査済）

区分	議題	回数	主な審査の状況等
申請概要等		5	主要な論点（24項目）を規制庁が提示。審査の進め方を確認。 審査説明資料の追加提出について中国電力が説明。
地震 対策 31回	震源を特定して 策定する地震動	20	宍道断層の評価長さを約39kmとし、宍道断層と鳥取沖西部断層が連動せず、777 ガルとすることで了（審査済）。
	震源を特定せず 策定する地震動	1	検討対象16地震の内、鳥取県西部地震と留萌支庁南部地震を対象とし、申請当 初より大きな620ガルとすることで了（審査済）。
	地下構造評価	4	解析モデルは3号機地盤の1次元モデルの採用で（審査済）。
	敷地の地質・地 質構造	2	敷地内に破碎帯、活断層はないこと、敷地に分布するシームは少なくとも後期更 新世以降活動していないことで了（審査済）。
	基準地震動	4	震源を特定して策定する基準地震動としてSs-D、Ss-F1、Ss-F2を、震源を特 定せず策定する基準地震動としてSs-N1、Ss-N2とすることで了（審査済）。
	地盤・斜面の安 定性	0	—
津波 対策 7回	基準津波	7	佐渡島北方沖の地震による津波、佐渡島北方沖と青森県西方沖の運動を考慮 した地震による津波及び敷地前面海域（F-III～F-V断層）の地震による津波 を基準津波1から基準津波6として策定することで了。津波による砂移動で 取水に影響がなく、基準津波の年超過確率が10 <sup>-3</sup> ～10 <sup>-5</sup> と説明して（了）。
重大 事故 対策 32回	確率論的リスク 評価（PRA）	4	重大事故等対策を実施する前の仮想的なプラント状態において、炉心が損傷 し重大事故に至る確率について説明。
	事故シーケンス の選定	3	新規制基準において対策が義務づけられたシビアアクシデント対策の有効性 評価を行う事故シーケンスグループの選定について説明。
	有効性評価	12	選定された事故シーケンス毎に、新規制基準により義務づけられたシビアア クシデント対策が有効に機能するかどうかについて説明。
	解析コード	4	有効性評価で用いた解析プログラムについて説明。
	原子炉制御室	1	事故発生時にも原子炉制御室が有効に機能することを説明。
	水素対策	1	水素爆発防止対策（電源を必要としない水素処理装置や水素濃度監視装置な ど）を説明。
	緊急時対策所	1	重大事故等対処要員が滞在し、プラント情報を把握するための設備や発電所 内外との通信設備等及びそれらの運用を説明。
	フィルタ付ベン ト設備	6	申請時から新たにヨウ素フィルタ（銀ゼオライト）、弁を追加。全体設計、フ ィルタ性能、運用方法等について説明。
設計 基準 事故 対策 27回	耐震設計方針	3	耐震重要度分類の変更について説明
	耐津波設計方針	1	敷地に津波が侵入せず、海とつながる経路からの津波による漏水の影響もな く、取水機能も保持され、津波防護を達成した設計であることを説明。
	竜巻	3	設計竜巒による最大風速を引き上げ（69m/s→92m/s）。
	火災	4	発電所建物の内部・外部で起こりうる火災について説明。
	内部溢水	4	地震による配管破断や津波による浸水、消火活動における放水等により、原 子炉施設内部で漏水事象が発生した場合においても、安全上重要な設備の機 能が損なわれないことについて説明。
	火山	2	火山灰の堆積厚さについて、三瓶山と大山の火山活動等の不確かさを考慮し、 当初申請の2cmから30cmに見直すことを説明。
	外部事象	1	設計上考慮すべき外部事象の選定について説明。
	保安電源設備	0	—
	静的機器の单一 故障 等	9	静的機器の单一故障設計、誤操作防止対策、圧力バウンダリ、通信連絡設備、 監視測定設備、共用設備について説明。
計		101	〔年度別〕H25:4回、H26:36回、H27:32回、H28:11回、H29:7回、H30:11回

\* 77回目は、「耐震設計方針」、「有効性評価」の回数にそれぞれ計上しており、計は一致しない。

## 島根原子力発電所2号機の適合性審査会合一覧

## 1 新規制基準適合性審査

回数	開催年月日	議題		常任委員会報告日 (通算回数)
		地震・津波関係	プラント関係	
1回目	H26.1.16		申請の概要	H26.2.21(1)
2回目	H26.1.28		申請内容に係る主要な論点	
3回目	H26.2.20	敷地周辺陸域の活断層評価		H26.3.18(2)
4回目	H26.3.19	敷地周辺海域の活断層評価		H26.4.21(3)
5回目	H26.4.9	敷地周辺活断層評価(コメント回答)		
6回目	H26.4.16	地下構造評価		H26.5.21(4)
7回目	H26.5.1	敷地周辺陸域・海域の活断層評価(コメント回答)		H26.6.12(5)
8回目	H26.6.27	震源を特定せず策定する地震動		H26.7.26(6)
9回目	H26.7.22		確率論的リスク評価(内部事象PRA)	H26.8.21(7)
10回目	H26.8.5		静的機器の単一故障に係る設計	
11回目	H26.8.28		フィルタベント系(設計、仕様)	
12回目	H26.9.5	地下構造評価(コメント回答)		H26.9.18(8)
13回目	H26.9.11		フィルタベント系(運用、コメント回答)	
14回目	H26.9.30		確率論的リスク評価(地震・津波PRA)	
15回目	H26.10.2		事故シーケンスの選定	H26.10.9(9)
16回目	H26.10.14		有効性評価	
17回目	H26.10.16			
18回目	H26.10.23		外部火災(森林火災)	
19回目	H26.10.30		内部溢水	
20回目	H26.11.6		外部火災(産業施設、航空機墜落)	
21回目	H26.11.13		有効性評価(保管場所、アクセスルート)	
22回目	H26.11.20		有効性評価	
23回目	H26.11.21	地下構造評価(コメント回答)		
24回目	H26.12.4		内部火災	
25回目	H26.12.9		有効性評価	H26.12.17(11)
一	H26.12.19		<現地調査>	
26回目	H27.1.15		有効性評価	H27.1.21(12)
27回目	H27.1.16	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		
28回目	H27.1.27		有効性評価	
29回目	H27.2.3		竜巻影響評価	
一	H27.2.5-6	<現地調査>		H27.2.13(13)
30回目	H27.2.10		緊急時対策所	
31回目	H27.2.19		誤操作の防止・安全避難通路等・安全保護回路	
32回目	H27.2.24		圧力バウンダリ	
33回目	H27.2.26		フィルタベント系(主ライン、弁構成)	
34回目	H27.3.3		有効性評価(原子炉格納容器限界温度・圧力)	
35回目	H27.3.5		静的機器の単一故障(コメント回答)	
36回目	H27.3.6	地下構造評価(コメント回答)		
37回目	H27.3.17		有効性評価(燃料プール、運転停止中)	
38回目	H27.3.19		外部火災(コメント回答)	
39回目	H27.3.24		通信連絡設備	
40回目	H27.3.31		竜巻影響評価(コメント回答)	
41回目	H27.4.2		監視測定設備	
42回目	H27.4.7		フィルタベント系(運用方法等)	
43回目	H27.4.9		竜巻影響評価(フジタモデルの適用)	
44回目	H27.4.21		共用に関する設計上の考慮	
45回目	H27.4.24	敷地の地質・地質構造		
46回目	H27.5.12		解析コード	
47回目	H27.5.15	敷地周辺海域の活断層評価(コメント回答)		
48回目	H27.5.21		内部溢水(コメント回答)	
49回目	H27.5.28		フィルタベント系(コメント回答)	
50回目	H27.6.2		誤操作の防止・安全避難通路等・安全保護回路(コメント回答)	
51回目	H27.6.9		解析コード	
52回目	H27.6.11		原子炉制御室	
53回目	H27.6.12		火山影響評価	H27.6.24(17)
54回目	H27.6.19	敷地周辺陸域の活断層評価(箇別異常に係わるコメント回答)		
55回目	H27.6.23		解析コード	
56回目	H27.6.30		確率論的リスク評価(コメント回答)	
57回目	H27.7.2			H27.7.21(18)
58回目	H27.7.9		外部事象の考慮	
59回目	H27.7.14		確率論的リスク評価(コメント回答)	
60回目	H27.7.16			
61回目	H27.7.21		フィルタベント系(コメント回答)	
62回目	H27.7.28		内部火災(コメント回答)	
63回目	H27.7.31	敷地周辺陸域・海域の活断層評価(コメント回答)		
64回目	H27.8.4		原子炉建屋内水素対策	
65回目	H27.8.6		内部火災(コメント回答)、今後のBWRプラントの審査の進め方	H27.8.21(19)

回数	開催年月日	議題		常任委員会報告日 (通算回数)
		地震・津波関係	プラント関係	
66回目	H27.9.9	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H27.9.14(20)
67回目	H27.10.15		解析コード(コメント回答)	H27.12.1(21)
-	H27.10.29-30	<現地調査>		
68回目	H27.11.20	敷地周辺海域の活断層評価(国土交通省断層)		
69回目	H27.12.16	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答、西端の評価)		H27.12.16(22)
70回目	H28.1.15	敷地の地質・地質構造(コメント回答)		H28.1.21(23)
71回目	H28.1.29	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H28.2.24(24)
72回目	H28.3.31		今後のBWRプラントの審査の進め方	H28.4.21(25)
73回目	H28.4.21		BWR審査における論点及び今後の審査の進め方	
74回目	H28.4.28		火山影響評価(コメント回答)	H28.5.31(26)
75回目	H28.5.13	震源を特定して策定する地震動		
76回目	H28.5.26	耐震重要度分類		
77回目	H28.7.12	耐震重要度分類	有効性評価(コメント回答)	H28.7.19(27)
78回目	H28.8.25		有効性評価(コメント回答)	H28.9.15(28)
79回目	H28.9.15		有効性評価(コメント回答)	H28.10.7(29)
80回目	H28.11.11	震源を特定して策定する地震動(コメント回答)		H28.11.28(30)
81回目	H28.11.16	耐震設計の論点		
82回目	H28.12.16	基準津波の策定		H29.1.19(31)
83回目	H29.2.17	震源を特定して策定する地震動(コメント回答)		H29.2.24(32)
84回目	H29.6.9	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H29.6.28(33)
-	H29.7.13	<自治体職員向け説明会>		H29.7.21(34)
85回目	H29.7.28	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H29.8.21(35)
86回目	H29.9.29	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)		H29.10.6(36)
87回目	H29.10.27	震源を特定して策定する地震動(コメント回答)		H29.12.1(37)
88回目	H29.12.1	震源を特定して策定する地震動(コメント回答)		H29.12.19(38)
89回目	H30.2.2	基準地震動(コメント回答)		H30.2.23(39)
90回目	H30.2.16	基準地震動(コメント回答)		
91回目	H30.4.6	基準津波の策定(コメント回答)		H30.4.20(40)
92回目	H30.4.27	基準地震動の年超過確率の参照について		H30.5.21(41)
93回目	H30.5.25	基準津波の策定(コメント回答)		H30.6.15(42)
94回目	H30.6.1	基準地震動の年超過確率の参照について		
95回目	H30.7.20	基準津波の策定(コメント回答)		H30.8.21(43)
96回目	H30.9.28	基準津波の策定(コメント回答)		H30.10.11(44)
-	H30.11.15-16	<現地調査>		H30.11.29(45)
97回目	H30.12.14	基準津波に伴う砂移動評価について 基準津波の年超過確率の参照について		H30.12.17(46)
98回目	H30.12.18		設計基準への適合性及び重大事故等対策について	H31.1.21(47)
99回目	H31.1.18	基準津波の年超過確率の参照について(コメント回答)		H31.2.14(48)
100回目	H31.2.5		不法な侵入防止、原子炉冷却材圧力バウンダリ、誤操作の防止、安全避難通路等、全交流動力電源喪失対策設備、安全保護回路	H31.3.6(49)
101回目	H31.2.26		耐津波設計方針	

## 2 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)に係る審査会合

回数	開催年月日	議題	常任委員会報告日 (通算回数)
1回目	H28.9.13	申請の概要	H28.9.15(28)

:今回の報告対象

## 鳥取県消防体制研究会（第2回）の開催概要について

平成31年3月6日  
消防防災課

県内消防力の維持充実について10年程度先の将来を見据えて幅広く研究する鳥取県消防体制研究会の第2回会議を開催しました。

### 記

1 日 時 平成31年2月18日（月）午後1時から午後3時

2 場 所 鳥取県庁第二庁舎3階 災害対策室

3 委 員 （敬称略）

柏見吉晴（鳥取大学・座長）、田中響（鳥取看護大学）、松井克英（米子市永江地区自治連合会）、千熊徹夫（鳥取県消防協会）、船越伸子（黒坂自主防災委員会）。鳥取市、米子市、倉吉市、八頭町、北栄町、日南町、鳥取県東部広域行政管理組合消防局、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、鳥取中部ふるさと広域連合消防局の職員

※山代豊（鳥取赤十字病院）、安達典子（鳥取市消防団）は欠席

4 検討項目

- (1) 鳥取県における将来の救急需要の予測
- (2) 指令業務に関する説明（全国の共同運用の状況を含む）
- (3) 部会設置について
- (4) 指令業務の共同運用に関する調査研究事項、検討課題等の抽出

5 主な意見（要旨）

- 前回の会議では、いかに消防力を効率的に充実化を図っていくか、また、消防団をどのように発展していくか、次回の会議に臨みたいと取りまとめられているのに、何故、今日の議題が指令業務の共同運用に関する調査研究事項、検討課題の抽出なのか、理解できない。共同運用については、リスク分散等もあって反対であり、研究する必要もないと考えている。
- 10年先、20年先を見越したときに何か課題がないか検討するのがこの研究会である。その中で、全国的にも指令の共同運用の方向性があり、まずはそれを取り上げてそこからいろいろな方向に波及してもいいのではないか。
- 前回、3本部とも指令業務に特に問題はないとの見解を消防力の自己分析で示した。共同運用は時期尚早かと思う。共同運用した場合、一つの指令センターが被災したとき、鳥取県が麻痺することになる。
- 消防は市町村の固有の業務なので、仮に指令台が一台になっても、3本部が合併しなければ指揮系統は3つのままなので、指令業務の共同運用と県の消防の一本化というのは全く別の議論。
- 指令業務の共同化によって指令センターが一本になったとき、部隊運用の責任者がそこに行つて被災状況、119番着信状況などを即時に知り判断できるのか。災害のような標準的な運用を超える場合に対応できるのか非常に懸念。この問題点もぜひ調査を。
- 指令業務を共同化することで、指令センターで業務する消防職員が減り、現場で働く消防職員が増えれば消防力の強化というメリットがあるのではないかと思う。
- 管轄の境界の交通事故や火災では両方の消防局から出動する。横の連携は取れている。一元化共同運用的な運用を行っている。
- 消防局の管轄の境界付近の事案では関係する消防局間で連絡を取り合う必要があることがわかった。指令業務の一本化によってうまくいくことがあればその方が良い。指令業務の一本化によって対応が早くなれば安心なので、そういう視点で、もう少し情報があつたら良いと思う。

- 私の町は小さな町で、高齢化率は約50%。あまりにも難しい問題だったので、地域住民と協議したところ、全員から、一極集中になりやすい、置いてけぼりを恐れる、反対してこいといわれた。
- 南海トラフ等の場合、鳥取県は受入れ側と思うが、一本化であるいは分散で十分対応できるのかも含めて検討する必要がある。
- 一番大切なのは人命なので、消防は、一般的社会インフラ整備のように、一概に費用対効果だけで議論できない。一方、身の丈を超えた整備も容易ではなく、そこは県民と行政の合意形成によるべき。
- 三本部体制が一番という意見が、この研究会でも市町村担当者会議でも出ていた。共同運用という話になってしまったらまずい。進み具合がどうかと思う。
- 消防力の充実強化を図るために、消防団の充実や自主防災組織との連携も検討していくだきたい。

#### 6 今後の予定

以上のような協議の結果、指令業務の共同運用に関するワーキンググループで指令業務の共同運用の効果と課題等を調査研究し、消防団との連携等について、3月中旬頃に第3回委員会を開催することとなった。